

2006年4月17日
北海道ガス株式会社

弊社函館支店LPガス事業における 一部のお客さまへの料金の誤請求について

弊社函館支店による液化石油ガス販売事業（LPガス事業）において、一部のお客さまのLPガス料金を誤って算定し、過大に請求していたことが判明したため、対象となるお客さまに対し、正規の料金との差額を返金させていただきます。

弊社といたしましては、該当するお客さまにご迷惑をおかけしましたことを心からお詫び申し上げますとともに、今後はこのようなことが起こらぬよう万全を期してまいりますので、何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 対象となるお客さまと正規のLPガス料金との差額

(1) 対象となるお客さま：弊社函館支店によるLPガス事業において暖房契約をご利用いただいております、平成17年11月1日から平成18年4月14日までの間に、開栓あるいは閉栓によってLPガス料金を日割り計算により算定したお客さま

(2) 対象お客さま件数：49件（函館市47件、七飯町2件）

(3) 正規のLPガス料金との差額合計：129,153円（1件あたり平均額は2,636円）

2. 原因

前述の条件に該当するお客さまの日割り計算において、本来適用すべき実際の使用量ではなく、適用する料金表を決定するための計算過程の数値を誤って使用したことによるものです。

3. お客さまへの対応

対象となるお客さまに対しては、個別に弊社社員が訪問し、このたびの事情の説明ならびにお詫びを申し上げますとともに、返金の手続きを行ってまいります。

以上